# VI. 移行前後の業務運用等について(入出港関連)

## 1. 航 空

(1) 入出港関連業務に係る関係情報の移行

航空における入出港関係情報については、第5次NACCSの情報を全て第6次NA CCSに移行しますので、留意事項はありません。なお、停止時間帯に離発着する航空 機に係る入出港関係手続きの取扱いについては、あらかじめ関係行政機関にご相談くだ さい。

(2) 乗組員・旅客氏名表報告情報に係る運用

乗組員氏名表(NLR)及び旅客氏名表(PLR)の事前報告に関しては、以下の点にご留意ください。

## ① 共通事項

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、NLR及びPLRについて、航空通信情報網を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口までご相談ください。

② 乗組員氏名表登録 (NLR01) / 旅客氏名表登録 (PLR01) 業務での報告 パッケージソフトを利用してNLR01業務及びPLR01業務により報告を行う 場合は、第5次NACCSサービス終了までに事前報告を行ってください。

なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第5次NACCSサービス終 了前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニ ュアルにより対応してください。

③ 航空通信情報網 (SITA・ARINC) を利用した報告

航空通信情報網を利用してNLR及びPLRの提出を行っている場合には、NACCSの停止時間を意識いただく必要はありませんので、通常どおり報告を行ってください。なお、NACCSのシステム停止時間帯に送信されたPLR、NLRについては、第6次NACCS稼働開始後に送信が再開されます。

④ 旅客予約記録に係る運用

旅客予約記録(PNR)の事前報告に関しては、以下の点にご留意ください。

#### イ 共通事項

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、PNRでの事前報告を航空通信情報網を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口

までご相談ください。

## ロ 「旅客予約記録情報登録(PNR01)」業務での報告

パッケージソフトを利用してPNR01業務により報告を行う場合は、第5次NACCSサービス終了までに事前報告を行ってください。なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第5次NACCSサービス終了前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニュアルにより対応してください。

#### ハ 航空通信情報網 (ARINC) を利用した報告

航空通信情報網を利用してPNRの送信を行っている場合には、特段NACCSの停止時間を意識いただく必要はありません。通常どおり報告を行ってください。なお、NACCSのシステム停止時間帯に送信されたPNRについては、第6次NACCS稼働開始後に送信が再開されます。

### 【参 考】

乗組員氏名表(NLR01)、旅客氏名表(PLR01)、旅客予約記録(PNR01)情報の航空通信情報網による提出については、第5次NACCSでは平成29年10月7日(土)23:00で各情報の受信を一旦停止し、翌8日(日)05:00以降に受信を再開します。このため23:00から05:00までの間の情報は、第6次NACCS稼働後に航空通信情報網によりまとめて送信が行われることとなります。

したがって、システム停止時間帯においては、航空通信情報網により報告された場合に、航空会社に出力している処理結果通知等は出力されませんので、あらかじめご了承願います。

#### 2. 海 上

#### (1) 港湾サブシステムの停止に伴う業務制限

港湾サブシステムの停止に伴い、第5次NACCSにおける海上入出港関連業務については、「平成29年10月7日(土)18:00から翌8日(日)05:00(予定)」の間、全て利用不可となりますのでご留意ください(ただし、「指定地外/船陸/船舶間交通許可申請(APA)」業務については、10月7日(土)17:00から利用不可。)。

なお、当該時間帯に入出港する船舶に係る入出港関係手続きの取扱いについては、あらかじめ関係行政機関にご相談ください。

- ①「指定地外/船陸/船舶間交通許可申請(APA)」業務
- ②「指定地外/船陸/船舶間交通許可申請呼出し(APB)」業務
- ③「不開港出入許可申請(CPC)」業務
- ④「届出申請一覧呼出し(CRW01)」業務
- ⑤「届出申請情報照会(CRW02)」業務

- ⑥「乗員上陸許可申請 (CRW03)」業務
- ⑦「指定地外/船陸/船舶間交通許可申請照会(IAP)」業務
- ⑧「船舶・航空機資格変更届照会(IKP)」業務
- ⑨「不開港出入許可申請照会 (IPP)」業務
- ⑩「船舶管理情報照会(IVC)」業務
- ⑪「入出港日別一覧照会(IVD)」業務
- ⑩「船舶コード照会(IVK)」業務
- [3]「入出港届等照会(IVS)」業務
- ⑭「船舶基本情報登録(内航船)(JBX)」業務
- ⑤ 「船舶基本情報訂正(内航船) (JBY)」業務
- ⑥「船舶基本情報訂正呼出し(内航船)(JBY11)」業務
- ⑰「入港届等(内航船)(JIT)」業務
- ⑱「入港届等呼出し(内航船) (JIT11)」業務
- (19)「移動届(内航船)(JMR)|業務
- ② 「移動届呼出し(内航船) (JMR11)」業務
- ② 「出港届等(内航船)(JOT)」業務
- ②「出港届等呼出し(内航船) (JOT11)」業務
- ②「入港前統一申請等(内航船)(JPT)」業務
- ②「入港前統一申請等呼出し(内航船)(JPT11)」業務
- ② 「申請状態確認(JSS)」業務
- 26「ファイル申請 (KFT)」業務
- ②「入港料減免·還付申請(KIT)」業務
- ◎「入港料減免・還付申請呼出し(KIT11)」業務
- 29「陸側施設使用許可申請(KLT)」業務
- ⑩「陸側施設使用許可申請呼出し(KLT11)」業務
- ③ 「船舶運航動静通知(KMT)」業務
- ② 「船舶運航動静通知呼出し(KMT11)」業務
- ③3 「船舶・航空機資格変更届呼出し(KPC)」業務
- ③「船舶・航空機資格変更届(KPC01)」業務
- ③ 「海側施設使用許可申請 (KST)」業務
- 38「海側施設使用許可申請呼出し(KST11)」業務
- ③ 「とん税等納付申告(TPC)」業務
- ③ 「船舶基本情報登録 (VBX) ⊥業務
- 39「船舶基本情報訂正(VBY)」業務
- ⑩「船舶基本情報訂正呼出し(VBY11)」業務
- ④「船舶管理情報登録(VCA)」業務
- ⑩「入港届等B(VIT)」業務
- ④ 「入港届等B呼出し(VIT11) | 業務
- ⑭「入港届等 (VIX)」業務
- ④「移動届(VMR)」業務

- ⑩「移動届呼出し(VMR11)」業務
- ④ 「出港届等B (VOT)」業務
- ⑱「出港届等B呼出し(VOT11)」業務
- 49「出港届等(VOX)」業務
- ⑩「入港前統一申請B(VPT)」業務
- ⑤ 「入港前統一申請B呼出し(VPT11)」業務
- ⑩「入港前統一申請 (V P X)」業務
- ⑤「船舶運航情報登録(VTX01)」業務
- 母「乗組員情報登録(VTX02)」業務
- ⑤「旅客情報登録(VTX03)」業務
- ⑥「船用品情報登録(VTX04)」業務
- ⑤「船舶運航情報登録呼出し(VTX11)」業務
- ◎「乗組員情報登録呼出し(VTX12)」業務
- ⑩「旅客情報登録呼出し(VTX13) ⊥業務
- ⑩「船用品情報登録呼出し(VTX14)」業務
- (注)第5次NACCS稼働中に申請された港湾管理者業務(②~③業務)情報については、第6次NACCSでは参照できません。したがって、第5次NACCS稼働中に審査中となるような仕掛かり情報を無くすよう、申請手続きを実施いただくようお願いします。
- (2) 乗員上陸許可支援システムの停止に伴う業務制限

法務省の乗員上陸許可支援システムについて、(1)と同様、「平成29年10月7日(土) 18:00から翌8日(日)05:00」の間はシステム停止となります。以下の入国管理局に対する申請手続き等も全て利用不可となりますので、ご留意ください。また、当該時間帯における入国管理手続きの取扱いについては、あらかじめ入国管理局にご相談ください。

- ①「届出申請一覧呼出し(CRW01)」業務:IVS・WVS業務へ統合
- ②「届出申請情報照会(CRW02)」業務: IVS・WVS業務へ統合
- ③「乗員上陸許可申請 (CRW03)」業務 : VPX・WPT業務へ統合
- (注) ③のとおり、「乗員上陸許可申請(CRW03)」業務については、第6次NA CCSにて「入港前統一申請(VPX、またはWPT)」業務へ統合となるため、 第5次NACCS稼働中に申請され審査終了まで行われていない「乗員上陸許可申 請(CRW03)」情報は移行対象外となります。

第6次NACCS稼働後に審査終了となる可能性が高い場合は、第5次NACCSでは同業務を実施しないようお願いします。

#### (3) 指定地外交通許可申請情報について

① 「指定地外/船陸/船舶間交通許可申請(APA)」業務の業務禁止 APA業務については、平成29年10月7日(土)17:00から業務禁止となります。

#### ② 指定地外交通許可申請情報の出力電文形式変更に伴う留意点

指定地外/船陸/船舶間交通許可通知情報等については、第5次NACCSで申請中となっているデータについては移行の対象外となります。このため、第5次NACCS稼働中に、税関による「指定地外/船陸/船舶間交通許可申請審査終了(APZ)」業務が行われることが確実な場合を除き、仕掛かりとなる申請は実施しないようお願いします。なお、第6次NACCSへの更改を機に、処理結果電文(出力電文)の出力形式がEXC型からEXZ型に変更します。

#### 【参考: EXC型からEXZ型に変更となる対象電文】

- ·指定地外/船陸/船舶間交通許可通知情報(AAA1070/SAA1070)
- ·指定地外/船陸/船舶間交通取消確認通知情報(AAA1080/SAA1080)

## (4) 照会業務における申請状態 (ステータス) の変換処理

以下の照会業務で確認可能な申請状態については、第6次NACCSから文言等の変更が行われます。これに伴い、移行処理において、現状の申請状態を第6次NACCSの申請状態の文言等に次の表のとおり変換処理を実施します。

第5次NACCS			第6次NACCS		
照会 業務	申請 状態	申請状態 (日本語)	照会 業務	申請 状態	申請状態 (日本語)
JSS	1	送信待ち	IVS,WVS	1	送信済
JSS	2	送信(送信中)			
JSS	3	送信(配信失敗)	_	_	_
JSS	4	送信(配信)	IVS,WVS	1	送信済
JSS	5	送信(受信)			
JSS	6	回答(受理)	IVS,WVS	6	受理
JSS	7	回答(不受理)	IVS,WVS	7	不受理
JSS	8	回答(許可)	IVS,WVS	8	許可
JSS	9	回答(条件付許可)	IVS,WVS	9	条件付許可
JSS	A	回答(決定)	IVS,WVS	A	決定
JSS	В	回答(不許可)	IVS,WVS	В	不許可
JSS	С	回答(指定)	IVS,WVS	С	指定
JSS	D	回答(無線検疫結果通知書)	IVS,WVS	D	無線検疫結果通知書
JSS	Е	回答(検疫済証)	IVS,WVS	Е	検疫済証
JSS	F	回答(受付完了)	IVS,WVS	F	受付完了
JSS	G	回答(受付不能)	IVS,WVS	G	受付不能
JSS	Н	回答(指示書)	IVS,WVS	Н	指示書
JSS	I	回答(勧告書)	IVS,WVS	Ι	勧告書
JSS	J	回答(仮検疫済証)	IVS,WVS	J	仮検疫済証
JSS	K	回答(受付)	IVS,WVS	K	受付

第5次NACCS			第6次NACCS		
照会 業務	申請 状態	申請状態 (日本語)	照会 業務	申請 状態	申請状態 (日本語)
JSS	L	回答(通報不備)	IVS,WVS	L	通報不備
JSS	N	回答(取消)	IVS,WVS	N	取消
C R W 0 1	10	受付	IVS,WVS	0	受付済
C R W 0 1	20	審査終了	IVS,WVS	Р	審査終了済
C R W 0 1	30	訂正依頼	IVS,WVS	Q	訂正依賴済
C R W 0 1	40	取下	IVS,WVS	R	取下済

### (5) 過去申請情報の呼出し、訂正及び照会関係業務の制限

過去申請情報の参照可能期間等については、第5次NACCSの30日から第6次NACCSでは63日に延長となりますが、第6次NACCSサービス開始日時点では、現行保持期間分のみ情報が移行されることから、以下の業務は平成29年9月9日(土)実施分までの情報が利用可能となりますので、ご留意ください。

- ①「入港届等(VIX/WIT)」業務
- ②「移動届(VMR/WMR)」業務
- ③「出港届等(VOX/WOT)」業務
- ④「入港前統一申請(VPX/WPT)」業務
- ⑤「入港届等呼出し(VIX11)」業務
- ⑥「移動届呼出し(VMR 1 1)」業務
- ⑦「出港届等呼出し(VOX11)」業務
- ⑧「入港前統一申請呼出し(VPX11)」業務
- ⑨「入港料減免・還付申請(WER)」業務
- ⑩「船舶運航動静通知(WMT)」業務
- ⑪「海側施設使用許可申請(WST)」業務
- ②「陸側施設使用許可申請(WLT)」業務
- [3]「入出港届等照会(IVS)」業務
- ⑭「書類状態確認 (WVS)」業務

号のまま表示されます。)。

#### (6) 港湾管理者業務(K業務)のデータ移行について

港湾管理者業務(K業務)に係る申請情報データについては、移行対象外となります。 第5次NACCSで実施した業務の後続となる呼出・訂正業務は、第6次NACCSでは 実施できませんのでご留意ください。したがって、第5次NACCSで業務処理の完結が 困難と思われる場合は、第6次NACCS稼働後に手続を実施いただくようお願いします。 注:「書類状態確認(WVS)」業務にて申請状態を確認することは可能ですが、詳細 内容を確認することはできません(第5次NACCSで実施したK業務による届出 及び申請データについては、第6次NACCSの番号体系ではなくKから始まる番

### (7) 乗組員情報、旅客情報、船用品情報について

乗組員情報、旅客情報、船用品情報については移行対象外となります。第6次NACCS稼働後に入出港する予定の船舶に関しては、第5次NACCS稼働中には各情報の登録を実施せず、第6次NACCS稼働後に登録を行ってください。

なお、第6次NACCSでは、運航情報(航海番号の入力が必須)と紐付く乗組員情報、旅客情報、船用品情報の登録を行うこととなります。

## (8) 回答通知情報のWebNACCSへの配信等

第5次NACCSでNACCSパッケージソフトを利用して次の対象業務の申請を行い、申請に対する回答が第6次NACCS稼働後となる場合で、稼働後はWebNACCS業務のみを行う利用者に対しては、WebNACCSで回答通知の帳票等を取り出すこととなりますので、ご留意ください。

- ①「入港前統一申請B(VPT)」業務
- ②「入港届等B (VIT)」業務
- ③「出港届等B (VOT)」業務
- ④「入港前統一申請等(内航船)(JPT)」業務
- ⑤「入港届等(内航船)(JIT)」業務
- ⑥「移動届(内航船)(JMR)」業務
- ⑦「出港届等(内航船)(JOT)」業務
- ⑧「入港料減免・還付申請(KIT)」業務
- ⑨「船舶運航動静通知(KMT)」業務
- ⑩「海側施設使用許可申請(KST)」業務
- ①「陸側施設使用許可申請(KLT)」業務

なお、上記業務のうち、第5次NACCSで申請した外航船B業務(①~③)については、第6次NACCS稼働後、パッケージソフト又はWebNACCS(IVS業務又はWVS業務)により照会が可能ですが、内航船業務(④~⑦)及びK業務(⑧~⑪)については、第6次NACCSパッケージソフト(IVS業務)による照会はできません。

#### (9) 「乗員上陸許可申請(CRW03)」業務における過去情報の利用

「乗員上陸許可申請(CRW03)」業務については、第6次NACCSから「入港前統一申請(VPX、またはWPT)」業務に統合します。現行システムで実施した「乗員上陸許可申請(CRW03)」業務の過去情報は移行対象外となっているため、第6次NACCS稼働開始後は、現行システムで実施された過去情報の再利用ができませんのでご留意ください。

#### (10) 船舶基本情報の保存期間について

第6次NACCSでは内航船、外航船共に、船舶基本情報の保存期間は1年となります。また、起算日は一律移行当日の平成29年10月8日(日)です。